

【公安委員会告示】施設警備業務 1 級検定及び施設警備業務 2 級検定の実施（警察本部）

島根県公安委員会告示第15号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 7 条の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 24 日

島根県公安委員会委員長 原 田 由 美

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務 1 級	学科試験	令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで	20 人程度
	実技試験	令和 8 年 12 月 9 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで	
施設警備業務 2 級	学科試験	令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで	20 人程度
	実技試験	令和 8 年 12 月 2 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和 8 年 10 月 5 日（月）から同月 9 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面 1 通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

オ 施設警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のアに該当するものにあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4 の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1 通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 施設警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のイに該当するものにあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

(4) 検定手数料

16,000 円

検定申請書の提出時に納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0852-26-0110 内線 3032 又は 3034）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

金属くずを売る皆様へ

島根県では、「金属くずの取扱いに関する条例」の規定により、金属くずを買い取る事業者は、**売方の**運転免許証等の**身分証明書**を確認する必要があります。

令和8年6月1日に「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」が施行され、事業者が**主として銅からなる金属くず**を買い取る場合には、身分証明書を確認したうえで、新たに、その**身分証明書の写し（コピー）**を作成し、**保管する義務**が追加されました。



運転免許証



マイナンバーカード



在留カード

主として銅からなる金属くずを売る方は、事業者の義務である

○ 身分証明書の提示

○ 身分証明書の写しの作成と保管

に御協力をお願いします。